

北海道告示第10998号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年7月13日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その22)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業 農業委員会が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たり、管内の農地等の所有者の意向等を迅速に把握し、関係機関と共有するため、予算の範囲内で補助する。	農業委員会	農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用するタブレット端末の購入に必要な経費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第211号様式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第211号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	